

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

令和5年6月9日

観光庁次長 萩川 直也

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、観光庁ウェブサイトの利便性や操作性等の向上を図るため、当該サイトのウェブコンテンツ等を管理するコンテンツ・マネジメント・システム（以下、「CMS」という。）の機能改修等を実施するものである。当該改修の対象となるCMSは、システム開発事業者が著作権及び著作者人格権を有していることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、会計法令に基づき、特定法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和5年度 観光庁ウェブサイトCMS「ALAYA」基本的機能改修業務 |
| (2) 業務内容 | 観光庁ウェブサイトCMSの機能改修等 |
| (3) 履行期限 | 令和6年3月25日 |

3. 業務目的

観光庁ウェブサイト（以下「観光庁サイト」という。）は、観光業界関係者や一般国民等に対し、観光行政に関する政策等の情報を提供する手段として重要な役割を果たしている。こうしたインターネットを介した情報通信分野では、その技術の飛躍的な進化に伴って、利用者側のニーズも急速に多様化しており、求める情報へのアクセスの平易化や操作性能の向上、理解しやすい情報内容など、ハンディを抱えた者を含む全ての利用者にと

って快適に利用できる環境整備が強く求められている。

そのような状況下において、観光庁サイトは、現行サイトの構築から約10年が経過しており、最新の情報化社会に適合したユーザビリティ、アクセシビリティ対応等の観点では必ずしも十分とは言えない環境にある。

このため、本業務においては、観光庁ウェブサイトを訪れる様々な利用者に向けて、情報コンテンツの訴求力を高めるとともに、UI（ユーザーインターフェース）の改善を図ることとし、観光庁サイトで使用しているコンテンツ・マネジメント・システム（以下「CMS」という。）「ALAYA」における基本的な設定・ページテンプレートの改修を行うものである。

4. 応募要件

（1）基本要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、参加意思確認書提出時までには是正を完了している者を除く。）
- ⑤ 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（参加意思確認書提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

（2）設備・システムに関する要件

当該CMS「ALAYA」は下記事業者が著作権及び著作者人格権を有していることから、当該システムの使用許諾を下記事業者より得ていること。

・著作権及び著作者人格権保有事業者 彼方株式会社

5. 手続等

（1）担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁総務課

電話 03-5253-8111（内線）27-120

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和5年6月9日から令和5年6月30日まで
- ② 交付場所：観光庁総務課
- ③ 交付方法：手交

※交付を希望する場合は、上記5.(1)の担当まで事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年6月30日 17時00分必着
- ② 提出先：5.(1)に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

※提出する場合は、上記5.(1)の担当まで事前に連絡すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：5.(1)に同じ
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：別途通知する。
- (4) 令和04・05・06度国土交通省における役務の提供等に係る一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等（関東・甲信越）の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。
- (6) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。